

法令改正について

※2018年度以前生のみ

2019年度から教員免許状取得に関する法律が改正された。そのため、次に該当する場合、取得に必要とされる科目がこれまでよりも多くなる場合や、一部の科目を再度履修しなければならない場合がある。

- 今後、大学院生として教職課程を履修する場合
- 今後、科目等履修生として教職課程を履修する場合

※全ての年度の大学院生および科目等履修生が対象

必ず、今回の登録期間中に免許資格課程センター事務室にて詳細を確認して履修指導を受けること。

教職課程履修カルテ

下記入力期間中に、入力対象の

全ての項目を必ず 入力してください。

【入力対象】

「自己評価1年目」シート

※詳細は「教職履修カルテ入力マニュアル」を参照してください。

【今年度の入力期間】

4月11日(土) 9:00 ~ 4月30日(木) 17:00

※ 教職課程履修カルテが未記入の場合、「教育実習指導」「教育実習B/C」「教職実践演習(中・高)」の履修が認められないことがあります。